傍聴者の皆様へ

１ 傍聴席に入ることができない方

1. 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯し

ている者

(2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3）鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯し

ている者

(4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者

ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く

（5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

（6）酒気を帯びていると認められる者

（7）その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

２ 傍聴者に守っていただくこと

1. 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

（2）談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと

（3）鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと

（4）飲食又は喫煙をしないこと

（5）みだりに席を離れないこと

（6）資料、文書等を配布しないこと

（7）携帯電話の電源を切ること

（8）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

３ 撮影及び録音等

傍聴者は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けてください。

４ 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの規定に違反すると認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることがあります